

伊達市社会福祉協議会 弔慰見舞規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役職員及びその家族に係る弔慰災厄等に対し、支給する弔慰金又は見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

（対 象）

第2条 前条に定める役職員とは、本会の理事、監事、評議員、及び事務局職員等をいい、これらのもの及びその家族が次の各号の一に該当したときは、それぞれ弔慰金又は見舞金を支給する。

- （1）本人又はその配偶者並び一親等の家族が死亡したとき。
- （2）本人が傷病により、2ヵ月以上の長期入院を要するとき。
- （3）前各号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたとき。

（支給額）

第3条 支給する額は、別表を基準とする。但し、特に功労のあった者及び会長が必要と認めた者に対しては増額することができる。

（弔辞等）

第4条 第2条第1項第1号に該当する場合のほか、会長が特に必要と認めた場合は、弔辞弔電及び供花を添えることができる。

（委 任）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月11日から施行する。
- 2 平成18年4月1日以降に弔慰見舞の意を表したものについては、この規程が適用されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

種 類		基 準 額
弔 慰 金	本人又はその配偶者	1 0 , 0 0 0 円
	一 親 等 の 家 族	5 , 0 0 0 円
見 舞 金	入 院 見 舞	1 0 , 0 0 0 円